

令和7年4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年4月11日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
酒井 勉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子 ・ 館林 朋子
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 林 明 ・ 林 安廣
藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範 ・ 山中 敏彰

欠席委員

清水 健吉 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
副主査	岡田 崇正	主任	安部 彩華
主任主事	近藤 聡美	主任主事	高井菜々子
主事	熊澤 宏之	主事	藤野 元志

関係者

経済部次長兼経済政策課長	山本 哲也
経済部次長兼農林課長	山内 貴司

議 事

- 議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 17 号 令和 7 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について
- 議案第 18 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第 19 号 岐阜市農地台帳点検等実施規程の改訂について
-
- 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 13 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 報告第 14 号 令和 7 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和 7 年度経済部農政関係予算概要について

議長

それでは、令和7年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを御報告いたします。

議長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号1番、江崎和浩委員、議席番号2番、梶下信孝の両委員よろしくをお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転9件、賃貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第14号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、南長森地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。468平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後は水稻を栽培する予定です。

3番及び4番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、西郷地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

6番、西郷地区の申請は、社会福祉事業として施設入居者の体験農場とするための賃貸借権の設定です。

7 番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
8 番、厚見地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。
4 ページをお願いします。
9 番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
10 番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 14 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。
それでは、1 番から 2 番、南長森地区は、林明委員、お願いいたします。

林(明)委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
3 月 21 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、じゃがいもや玉ねぎなどの季節の野菜や、みかんを栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
続きまして、2 番の申請は、親子間での贈与として、受人へ田を譲り渡すものです。
3 月 21 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。
今回の申請は、農業経営を子へ継承していくものであり、受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、3 番から 4 番、黒野地区は、事務局より、ご説明します。

小木曾主査

3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。
3 月 27 日に、農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

続きまして、4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。

3月27日に、農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番から6番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

5番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ、田の持分を譲り渡すものです。

3月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地は、以前から受人が耕作されており、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地域の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、6番の申請は、社会福祉事業を営む借受人へ、田を貸し出すものです。

3月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、農福連携を目指し、借受人が運営する施設入居者の体験農場とし、ブルーベリー及び野菜を栽培される予定です。

借受人は、近隣で社会福祉事業を営んでおり、地元の取り決めなどを守り、農地、水路について、影響がないように適正に耕作を行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、七郷地区は西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

7番の申請は、農業経営を拡大したい譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、厚見地区は、林安廣委員、お願いいたします。

林(安)委員

8番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

4月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、いも類を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いいたします。

山口委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

3月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、果樹及びハーブを栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いいたします。

江崎(和)委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第14号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

本田最適化推進委員

5 番の申請について、渡人が 5 分の 2 で、受人が 5 分の 1 だが、残りの 5 分の 1 はどこへいったのか。

小木曾主査

現在、受人は持分 5 分の 1 を所有しています。そして今回、渡人の持分 5 分の 2 を受人が受け、合計 5 分の 3 の持分になりまして、その他の方が 5 分の 2 を所有しているという状況になりますので、この記載のとおりで問題ありません。

議 長

よろしいですか。

本田最適化推進委員

5 分の 2 を受けて、この人の持分は 5 分の 3 になる。そういう計算か。

小木曾主査

はい、そうです。

本田最適化推進委員

ということは、5 分の 2 を受けて、5 分の 2 をもらったことにすればいいのではないか。数字だけ見ると、5 分の 2 と 5 分の 1 だからおかしいと思ったのだが。書き方の問題かなと思う。

議 長

その他ございませんでしょうか。
御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 14 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 15 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、3 件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 15 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
6 ページの総括表をご覧ください。
今回は、3 件、1,234.00 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、道路敷として転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、合渡地区の申請は、農家住宅敷地として転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3 番、柳津地区の申請は、農家住宅として転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 15 号について事務局から説明がありました。
議案第 15 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 15 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 4 件、賃貸借による権利の設定 1 件、地上権による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 16 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、6 件、合計 9,058.00 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、北長森地区の申請は、賃貸借により、擁壁工事に伴う工事敷地に一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

2 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、いずれも上水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、91 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐北中学校から南へ 100 メートルほど離れた農地です。

11 ページをお願いします。

3 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、92 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岩小学校から北東へ 800 メートルほど離れた農地です。

4 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、93 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、三輪南小学校から南へ 1.3 キロメートルほど離れた農地です。

5 番、網代地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

12 ページをお願いします。

6 番、柳津地区の申請は、地上権の設定により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設及びその他の公共施設又は公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 16 号について説明を受けました。

2 番、黒野地区、3 番、芥見地区、4 番、三輪厳美地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2 番、黒野地区は、事務局より、ご説明します。

小木曾主査

2 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

3 月 27 日に、農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えているとのことでした。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、芥見地区は、事務局より、ご説明します。

小木曾主査

3 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

3 月 28 日に、農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会を行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えているとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いいたします。

藤吉委員

4 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

3 月 25 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会を行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、議案第 16 号について事務局から説明がありました。

議案第 16 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 16 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 17 号令和 7 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

三嶋事務局長

議案第 17 号、令和 7 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について説明いたします。

14 ページをご覧ください。

本市の農業は、全国的な課題と同様に乗り越えなければならない課題が山積しています。

本市農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に沿って、10年先を見据えた目標に向かって課題に取り組んでいます。

また、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、新たに概ね10年後の地域の農地利用について、農地一筆ごとに耕作者を表示する「目標地図」を含む「地域計画」を令和7年3月に策定しました。今後は、この「地域計画」に基づき更なる農地の有効利用等の実現に向けた活動に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題解決、また、地域計画を進めていくためには、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が地域のリーダーとしてさらなる活躍をされることが期待されています。

次のページをご覧ください。

今年度の重点事業は次の3項目といたします。

まず1つ目は、「担い手の育成と農地利用集積等の推進」です。これまで本委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手へ農地を集積・集約し、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、これまでの集積面積は令和7年3月末現在で、1,093ヘクタールとなっています。

これからも、農地中間管理事業を活用し、各地区の農政推進委員会の協力を得て、中心となる担い手への農地集積や、新たな担い手の掘り起こし、相対契約による利用権設定から農地中間管理事業による利用権設定への切り替え等の方法で推進してまいります。

なお、新規の集積目標面積を今年度は100.3ヘクタールとします。

続きまして、2つ目は、「遊休農地の発生防止と解消」です。遊休農地は、本市においても令和7年3月末現在で14.1ヘクタール存在しています。

遊休農地の発生防止と解消対策は、農業委員会の重要な業務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施していきます。

推進方法につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を実施し、土地所有者への個別指導、担い手農家への斡旋などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を0.7ヘクタールとします。

続きまして、3つ目は、「食農教育の定着と普及推進」です。本市では、「第4次岐阜市食育推進計画」に基づき、取り組みを推進しています。

また、食農教育児童実践支援事業として小学校児童を対象とした体験農作業を実施しています。

推進方法につきましては、農業委員会と各地区農政推進委員会が中心となり、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、農作物の栽培、収穫等の機会を市内小学生に提供していきます。目標は、市内全小学校の参加とします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、議案第 17 号について説明がありました。令和 7 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画の 3 項目は、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業であり、今年度も、農業委員会として積極的に取り組んでいきたいと思います。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 17 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 18 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 18 号について、説明いたします。

18 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況についてとなっております。

1 農業委員会の現在の体制及び 2 農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりでございます。

19 ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標の 1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の ②目標として、今年度末、これは令和 7 年度末時点ということですが、集積面積を 1,193.3 ヘクタールとしております。

また、目標集積率として、岐阜県の目標値である、令和 12 年度までに 78 パーセントを記載しました。

これは、農林水産省経営局長の通知により、県の目標集積率を書くことになっておりますので、ご了承ください。

岐阜市の目標値としましては、令和5年12月の総会で諮りました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」のとおり50パーセントです。

(2)遊休農地の解消の②目標として、令和6年度に新規発生した遊休農地の0.7ヘクタールを解消目標面積としております。

20ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進は、記載のとおりでございます。

2最適化活動の活動目標について、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を1か月あたり10日としました。

これは農業委員、最適化推進委員の皆様が目標とする活動日数となりますので、ご協力をお願いします。

(2)以下は記載のとおりです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第18号について説明を受けました。
議案第18号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。
議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第19号、岐阜市農地台帳点検等実施規程の改訂について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第19号について、説明いたします。

22ページをご覧ください。

今回の制定理由は、農地法施行規則第103条第2項により土地改良区に農地台帳記録事項が提供できることから改正すものです。

22ページは新旧対照表を、23ページから28ページまでは改正後を、29ページから34ページまでは改正前を記載しております。以上でございます。

議長

ただいま、議案第19号について説明を受けました。
議案第19号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 19 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 10 号から第 13 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 10 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

36 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、31 件、合計 87,055.74 平方メートルです。

続きまして、報告第 11 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

38 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、8 件、合計 2,778.00 平方メートルです。

明細は、39 ページから 40 ページです。

続きまして、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

42 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、64 件、合計 32,565.97 平方メートルです。

明細は、43 ページから 60 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 7 年 3 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第 13 号、農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

61 ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条には、農地所有適格法人であつて、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和6年度に岐阜市に報告が必要な36法人から、令和7年3月末までに提出されました報告書につきまして、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

明細は、62ページから67ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第14号令和7年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び、令和7年度経済部農政関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いします

山内次長

経済部次長兼農林課長を務めます、山内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第14号について説明いたします。着座にて説明いたします。

初めに農業施策・予算編成等に関する要望書への回答についてでございます。議案の69ページからとなっており、担当課も記載しておりますので、詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

それでは、主なものを説明してまいります。

71ページをご覧ください。

3有害鳥獣対策に関する要望についてでございます。

(1)害虫防除につきましては、岐阜県の病虫害防除所が発信する情報は市のホームページからも確認することができ、対策として有益な情報は、随時提供していきます。

また、国・県の動向を注視しながら、有効策の在り方や支援について、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討していきます。

72ページをご覧ください。

(2)ジャンボタニシ対策につきましては、農業者の方々が年間を通じて継続的な防除策を実施していくことが重要であるため、必要な防除策を記載したチラシの配布や、ぎふし農業委員会だよりへの掲載などに加え、令和6年度は12月の農業委員会総会後に県農林事務所の普及指導員による研修会を行い、周知・啓発を行いました。

今後も引き続き、周知・啓発を行うとともに、国・県の動向を注視しながら、本市を含む広域的な有効策の在り方や実施に向けて、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討していきます。

73 ページをご覧ください。

(3)有害鳥獣等につきましては、農作物被害に対する対策として、防護柵の設置などの補助金を継続して行うとともに、トレイルカメラなどの貸し出しについて検討していきます。

また、他都市の先進事例を研究するとともに、狩猟に関する普及・啓発を行うほか、岐阜市鳥獣被害対策協議会や猟友会等と連携のうえ、効果的な鳥獣被害対策や有害鳥獣駆除を継続していきます。

4 農業基盤整備対策に関する要望についてでございます。

(1)基盤整備につきましては、①水田が崩落しそうな具体的な要望箇所があれば、各土地改良区や用排水組合等を通じて農地整備課までご連絡をお願いいたします。

つづきまして、②農地の高低差の解消についてですが、74 ページをご覧ください。

農地の高低差解消には、区画拡大や道水路の改良等の圃場整備が必要な場合もあります。圃場整備の実施には採択要件がありますので、具体的な要望箇所があれば、各土地改良区や用排水組合等を通じて農地整備課までご相談ください。

(2)用排水路や法面の管理につきましては、①用排水路の改良についてですが、排水路の整備につきましては、過去の浸水実績により優先度の高い地域から排水基本計画に基づき整備を行っていきます。また、水路の補修が必要な場合においては適宜修繕を行います。

また、出水期前や台風、大雨が予想される場合には、事前に土地改良区や用排水組合等に連絡し、水路やゲートなどの管理を徹底するよう依頼するとともに、板堰から鋼製ゲートへの改良等も実施し適正な水路管理に努めています。

毎年、5月中旬までに流下能力低下や劣化による更新や修繕が必要な箇所について、各土地改良区や用排水組合等から要望を頂き、計画的に施設の修繕や改良を実施しています。

②電気代の高騰による電気代支援につきましては、昨今の燃料価格高騰により、令和4年度から農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を、国、県の補助及び市単を活用して助成していました。

今年度は、国・県の補助の見込みがないことから、電気代の助成は見送る予定となっています。今後も、国・県の動向を踏まえ、支援を検討していきます。

③農地沿いの用排水路敷及び法面の雑草の草刈りと対策につきましては、75 ページをご覧ください。

水路敷の草刈りは、要望をいただいた後に現地調査を行い、流下を阻害するおそれがある場合などに、年に1回草刈りを行っています。また、道路沿いの幹線水路の改良設計においては、道水路敷地の幅員や交通の状況等を勘案し、高さや舗装範囲等を検討しています。

④農地に面する市道の法面の草刈りにつきましては、草刈り要望について、場所や状況等をご連絡いただいた後に現地調査を行い、道路通行など維持管理に支障となる場合などに行います。

なお、草刈りは要望をいただいた箇所を市内一円で順次進めており、年1回の対応となるので、ご理解願います。

(3)浚渫業務につきましては、現在、市内26地区の農政推進委員を通じて、用水路及び用排水路の延長に応じた単価により浚渫作業を実施していただいています。

拡大の箇所やご要望等があれば、各地区の農政推進委員を通じて、農地整備課までご相談ください。

5都市農業振興対策に関する要望についてでございます。

(1)生産緑地制度につきましては、76 ページをご覧ください。

生産緑地地区の条件につきましては、生産緑地法などにより物理的に一体的な地形的まとまりを有する原則500平方メートル以上の農地とされております。例外として都市部における密集した市街地においては、規模要件500平方メートルを原則としつつ地域の実情に応じて条例で下限値を別途定められることとなっております。

本市ではこの基準を踏まえ、一体的な地形的まとまりについては、小規模な道水路を挟んで面する農地は認めるよう緩和しつつも、市街化区域には約950ヘクタールの農地が今なお残っていることから、規模要件は緩和せず下限を500平方メートルとしました。

これは、令和4年度より指定をはじめたところであり、当面は現在の条件にて指定を進めるよう考えています。

また、生産緑地制度は一定期間、開発行為等の制限を受け、営農を継続していただく制度であり、対象となる農地については営農の長期継続が見込め、かつ都市農業の振興に資する農地であることが条件となっています。そのような農地の主たる農業従事者は、認定農業者等、いわゆる「担い手」である

ことが適切であると判断し、対象としていましたが、今後は都市農業の維持のため認定農業者等以外も対象とするように要件緩和を検討しています。

申込方法、期間等の情報発信につきましては、都市計画協力団体である J A ぎふを通じ広く行っています。

6 その他(3) 農薬、肥料、農業用資材等につきまして、78 ページをご覧ください。

国では、みどり認定を受けた場合、生分解性マルチ購入費等への補助を行う等グリーンな栽培体系への転換に向けた取り組みを支援しています。今後も国・県の動向を注視しながら、支援について、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討していきます。

農薬散布注意啓発チラシについては、農林課において、毎年 10,000 枚ほど印刷し農業委員会、J A ぎふを通して、農業者個人へ配布依頼していますが、実際には配布されていない実状があるため、配布の重要性を意識してもらいながら、連携を図ります。

(4) 農地周辺の防災・減災対策について、伊自良川の災害対策については、管理者である国及び県に対し、引き続き河川改修の着実な推進を要望していきます。また、内水対策については、過去の浸水実績により優先度の高い地域から排水基本計画に基づき整備を行っていきます。

(5) 周辺環境の周知につきましては、市内の各地域に市民一斉清掃などの実施を依頼し、市民等との協働による環境美化の推進に取り組んでいます。今後も、ごみのポイ捨て禁止等について、市ホームページや広報等にて啓発を行っていきます。

環境事業課及び各環境事務所において、不法投棄の多発場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄を防止する啓発活動に努めます。

79 ページを御覧ください。

(6) 空き家対策につきましては、管理されていない空き家等に対して、その早期改善を促すとともに、特別措置法や条例に基づき適切に対応いたします。

続きまして、大きな 2 点目の今年度の農政関係の当初予算概要についてでございます。

議案書 80 ページをお願いします。

本市では、「岐阜市農業振興ビジョン」の基本理念「多様性ある農業の持続的発展」に基づいて様々な農政施策を展開しており「農家」、「農地」、「収益性」の 3 つの視点から令和 7 年度の主な事業概要をご説明します。

はじめに 1 の農家の方々へとして、1 点目、中心経営体による効率的な農業経営への支援として、「ぎふ農業経営者育成発展支援事業」は次世代を担

う農業者となることを志向する者のうち、所定の要件を満たす者に対して、最大 100 万円を給付し、「農政推進活動促進事業委託」は地区単位での農政に係る活動の支援をします。

2 点目、新たな担い手の確保・育成として、「新規就農者育成総合対策」は経営開始直後の新規就農者に対して最長 3 年間、1 年につき 150 万円を交付します。「畜産構造改革支援」は、畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化等を推進する取り組みに必要となる施設整備等に要する経費の一部を補助します。「産地構造改革支援」は未来の産地づくりに向けた必要な機械・施設の導入を支援します。

続きまして、81 ページをご覧ください。

2 の農地では、1 点目、農用地・優良農地の保全・活用として、「多面的機能支払交付金」は農業者と地域住民の協働による農地の保全管理活動への支援、「経営所得安定対策推進事業」は、食料自給率と多面的機能を維持するために農業経営安定と国内生産力の確保を図ります。

2 点目、農用地・農業生産基盤の整備として、「県営土地改良事業負担金」は、土地改良事業への支援や農業用施設更新に係る経費を県費により一部負担します。

揚水機の整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」、農業用水利施設の改良を行う「かんがい排水事業機械揚水事業」と「機構集積支援事業」は、農地利用状況調査等を実施し、農地集積・集約化を推進します。

82 のページをご覧ください。

3 の収益性では、農産物販売拡大の支援として、「ぎふベジ・ぎふ〜ど推進事業」は、特産農産物である「ぎふベジ」のブランド化を進めるとともに、地産地消推進の店を「ぎふ〜ど」として認定、地産地消及び農業振興を推進します。

「三輪地域におけるものづくり産業等集積地計画推進事務」では、農業 6 次産業化の企業集積を図るため、集積地の出入口となる阿原橋を拡幅するとともに、立地予定地と市道との接続を図るため、市道の法面のかさ上げ等の市道整備を行います。

また、「スマート農業に関する支援」や「遊休農地発生防止支援」などについては申請等があった場合、補正予算等で対応を検討してまいりたいと考えております。

概要説明は以上です。

農・商・工といった多方面から、本市の経済活性化に取り組む「経済部」も 4 年目に入りました。今後とも引き続き本市農政の発展に向けて委員の皆さまのお力添えを、どうぞよろしくお願いします。

議長

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和7年度経済部農政関係予算概要について説明をいただきました。

今年度も事業の推進をよろしくお願いいたします。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後4時3分閉会を宣す。